53	402,900			
54	403,200			
55	403,500			
56	403,800			
57	404,100			
58	404,400			
59	404,700			
60	405,000			
61	405,200			
62	405,500			
63	405,800			
64	406,100			
65	406,300			
66	406,600			
67	406,900			
68	407,200			
69	407,400			
70	407,700			
71	408,000			
72	408,200			
73	408,400			
74	408,700			
75	409,000			
76	409,200			
77	409,400	323,600	424,800	479,600

再任用職員

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第八項中「次に」を「次の各号に」に改め、「昇給は、」の下に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、「特に良好であり」を「当該各号に定める場合に該当し」に改め、同項第一号中「又は三級」を「以上」に、「除く。）」を「除く。）　特に良好である場合」に改め、同項第二号中「三級」の下に「又は四級」を加え、「もの」を「もの　次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合」に改め、同号に次のように加える。

イ　三級　特に良好である場合

ロ　四級　極めて良好である場合

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行㈠九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十一条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項を次のように改める。

3　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行㈠八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十一条の二第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「行㈠九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行㈠九級以上職員等から行㈠九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行㈠九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行㈠九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行㈠九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行㈠九級以上職員等から行㈠九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行㈠九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行㈠九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行㈠九級以上職員等以外の職員から行㈠九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行㈠九級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行㈠九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至